職場環境の改善に関する項目

　　現在、更新時に導入するＡＥＤについては、仕様書において日本語の音声アナウンスによる操作説明とともに、心肺蘇生法（ＣＲＰ）手順のコーチング機能を有することを条件としている。

　今後は、ご指摘いただいた点を踏まえた仕様を満たす機器を導入できるよう、検討していく。

職場環境の改善に関する項目

　　平成18年度にだいせん聴覚高等支援学校に試験的に導入した文字情報システムを、平成28年度から、生野聴覚支援学校、堺聴覚支援学校、中央聴覚支援学校にも新規導入した。本システムは、日常的には、適時必要な情報を文字・映像でディスプレイに表示し、幼児児童生徒と教職員間の効率的な情報共有を可能にする。また、緊急時（火災や地震、不審者の侵入等）については、発生状況に応じた緊急情報を各ディスプレイに自動的に強制表示させ、幼児児童生徒及び教職員に迅速に伝えることで、安全確保に寄与するもの。

　今後とも、聴覚支援学校で学ぶ幼児児童生徒及び聴覚障がいのある教職員に対する情報保障がなされるよう、各学校の状況をふまえながら環境整備に努めていく。

職場環境の改善に関する項目

　　現在、空調設備が未設置となっている、府立学校の特別教室など全ての教室について、空調設備の必要性は十分に認識しており、支援学校については国の補助金を活用して未設置箇所のある肢体不自由校11校について令和元年度中に設置するべく、工事を行っている。

　府立学校の体育館については、熱中症対策として、空調設備と空気を送るファンを組み合わせ、運動中の児童・生徒に冷気があたるスポット方式のものを設置することとしている。令和元年度から５年間で全府立学校170校の体育館に設置し、同年度中に、高校20校への設置工事を行っている。

職場環境の改善に関する項目

　　府立学校の老朽化対策については、平成28年度からの３年間で行った劣化度調査を踏まえ、府立学校施設の長寿命化整備方針を策定することとしており、令和２年３月に成案化を予定しており、今後この方針に基づき、老朽化対策に取り組んでいく。

　また、緊急度の高い対策については、学校と十分協議のうえ、必要な対策を講じていく。

職場環境の改善に関する項目

　　府立学校の老朽化対策については、平成28年度からの３年間で行った劣化度調査を踏まえ、府立学校施設の長寿命化整備方針を策定することとしており、令和２年３月に成案化を予定しており、今後この方針に基づき、老朽化対策に取り組んでいく。

　なお、排水管のつまり等については、学校からの要望に基づき、予算の範囲内ではありますが、必要な対策を講じているところ。

　トイレ等の増設については、建物の大規模な改修等を行う必要があり、現在の財政状況では、改修については困難な状況。

　トイレ等の改修などの要望については、学校から提出される「施設整備計画」に基づき、その必要性・緊急性などを学校と十分協議の上、予算の範囲内ではあるが、必要な対応をしていく。

職場環境の改善に関する項目

　　調理場への空調設置については、今年度、これまでと比べ小規模なものを設置したところ、調理場の環境が改善したことから、同様の手法により順次設置を進めていく予定としている。

　　これまで整備をおこなった学校に加え、これらの学校の状況を確認しつつ、今後も整備を進めていく。

職場環境の改善に関する項目

　　今後の知的障がい児童生徒の増加に対しては、平成28年度に実施した将来推計を踏まえ、平成30年３月、「府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」を策定した。

　同方針に基づき、「支援学校の既存施設の活用」、「他の障がい支援学校との再編整備」、「府立高校内に支援学校分教室の設置」、「知的障がい支援学校の新設」について、引き続き順次取組みを進めていく。

　今後も、教育環境の整備については、校長を通じ、ご意見をお聞きするなどして必要な対応を行っていく。

教職員の業務負担軽減に関する項目

　　医療的ケアの実施にあたっては、看護師配置が必要という認識に基づき、必要な支援学校については、各学校の実情に応じて、特別非常勤講師として看護師を配置している。

　臨時技師（看護師）についても、各学校からの要望や医療的ケアの現状を踏まえ、平成28年度から配置を開始し、放課後の業務や泊を伴う行事にも対応することが可能。

　また、国の「切れ目ない支援体制整備充実事業」を活用して看護師を配置し、支援体制の充実に努めている。

　医療的ケアを必要とする子どもが、安全で安心な学校生活を送るため、標準法定数で看護師を配置するよう、引き続き国に要望していく。

教職員の業務負担軽減に関する項目

　　支援学校の教職員の配置については、法令に基づき、学級数に応じて配置するほか、障がいの重度・重複化への対応やそれぞれの学校の状況を踏まえて行っている。

　今後とも、各校における現状を聞取り、関係課と連携して取り組んでいく。

教職員の業務負担軽減に関する項目

　　肢体不自由支援学校の児童生徒数については、微減傾向にあることから、新校を建設する予定はない。

　今後も、児童生徒数の推移に注視していく。

教職員の労働条件の改善に関する項目

　　通学バスの経路設定にあたっては、乗車時間の短縮をかんがみ、幹線運行を原則とし、幼児児童生徒の在籍状況や保護者のご意見を参考にしながら、毎年運行計画を見直している。また、通学バスの台数については、在籍者数増に伴う乗車人数増加や通学時間の短縮等を図るため、令和元年度は12台増車をした。

　今後とも、通学バスの増車や効率的なコース編成等により、長時間乗車による児童生徒の負担軽減に向け取り組んでいく。

　なお、肢体不自由支援学校の分校を設置する予定はない。

職場環境の改善に関する項目

　　老朽化したプールの補修等にかかる要望について、学校から提出される「施設整備計画」に基づき、その必要性・緊急性など、学校と十分協議の上、予算の範囲内ではあるが、必要な対応をしていく。

職員の業務負担軽減に関する項目

　　支援学校の教職員の配置については、法令に基づき、学級数に応じて配置するほか、それぞれの学校の課題状況を踏まえて行っている。

　今後とも、各校における現状を聞取り、関係課と連携して取り組んでいく。

教職員の業務負担軽減に関する項目

　　今後の知的障がい児童生徒の増加に対しては、平成28年度に実施した将来推計を踏まえ、平成30年３月、「府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」を策定した。

　同方針に基づき、「支援学校の既存施設の活用」、「他の障がい支援学校との再編整備」、「府立高校内に支援学校分教室の設置」、「知的障がい支援学校の新設」について、引き続き順次取組みを進めていく。

教職員の業務負担軽減に関する項目

　　交野支援学校四條畷校については、平成22年４月、北河内地域における新校開校までの仮校舎として整備したが、その後、府全体の今後の児童生徒数の動向を見通したところ、新校整備によってもなお対応が必要な状況であることを踏まえ、平成25年６月、当面継続することとしたもの。

　平成30年３月に策定した「府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」においては、同基本方針の取組みを実施する令和９年までの間は、活用することとしており、同校の今後については、恒久的な活用を視野に、可能な限り早期に方向性を明らかにできるよう、引き続き検討を進めていく。

職場環境の改善に関する項目

　　交野支援学校四條畷校については、平成28年度から29年度にかけて、より一層の安全性を確保するため、３・４階を完全に閉鎖し、使用階数を低層階の１・２階に集約するための工事やトイレの改修工事を実施している。

　今後も、教育環境の整備につきましては、准校長を通じ、ご意見をお聞きするなどして、必要な対応を行っていく。

教職員の業務負担軽減に関する項目

　　知的障がい児童生徒の教育環境の充実にあたっては、従前より、新校整備をはじめ、必要な取組みを実施してきた。

　今後の知的障がい児童生徒の増加に対しては、平成28年度に実施した将来推計を踏まえ、平成30年３月に策定した「府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」に基づき、順次取組みを進めているところ。

　このうち、知的障がい支援学校の新設については、令和５年から令和７年頃の間に開校できるよう、閉校した又は閉校する予定の府立高校の活用にかかる検討を進めているところ。

　また、枚方支援学校の児童生徒数の増加への対応については、令和２年度から通学区域割の変更を実施することとしている。

　引き続き、同基本方針に基づく取組みを順次進めていく。

教職員の業務負担軽減に関する項目

　　知的障がい児童生徒の教育環境の充実にあたっては、従前より、新校整備をはじめ、必要な取組みを実施してきた。

　今後の知的障がい児童生徒の増加に対しては、平成28年度に実施した将来推計を踏まえ、平成30年３月に策定した「府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」に基づき、順次取組みを進めているところ。

　このうち、知的障がい支援学校の新設については、令和５年から令和７年頃の間に開校できるよう、閉校した又は閉校する予定の府立高校の活用にかかる検討を進めているところ。

　また、通学区域割の変更にあたっては、可能な限り大幅な変更とならないよう配慮するとともに、保護者や関係機関等への十分な周知期間を設け、より円滑に実施できるよう努めている。

　引き続き、同基本方針に基づく取組みを順次進めていく。

教職員の業務負担軽減に関する項目

　　支援学校の教職員の配置については、法令に基づき、学級数に応じて配置するほか、大規模校における課題を含め、児童生徒の障がいの状況等、各校の状況を踏まえて行っている。

　今後とも、各校における現状を聞取り、関係課と連携して取り組んでいく。

職場環境の改善に関する項目

　　トイレ等の改修などの要望について、学校から提出される「施設整備計画」に基づき、その必要性・緊急性などを学校と十分協議の上、予算の範囲内ではあるが、必要な対応をしていく。

教職員の業務負担軽減に関する項目

　　受付業務要員の予算確保については、今後も適切な予算措置に努めていく。

職場環境の改善に関する項目

　　学校管理費については、従来から学校運営に支障が生じないよう必要な予算額の確保に努めるとともに、学校のご意見も伺いながら適正配分に努めてきたところ。

　適切な冷暖房の使用に要する光熱水費についても、学校配当予算の中に算入している。

　　また、熱中症事故の防止等、生徒の安全確保のため、授業以外の学校活動も含め、やむを得ないと学校長が判断する場合は、各校の実情に即した空調設備の運用をお願いしており、予算に不足が生じる場合は、ご相談をいただき、必要額を措置しているところ。

　厳しい財政状況の中ではあるが、今後とも学校運営に支障が生じないよう、必要な予算額の確保に努めていきたい。